

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の二 施行令第二十七条の五第一項に規定する合理化に特に効果の高いものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七条第三項ただし書に規定する特定事業者、同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この項において同じ。）を含む。）又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）であつて、既に相当程度のエネルギー（法第四十二条の五第一項第一号に規定するエネルギーをいう。以下この項において同じ。）の使用の合理化を進めているものが取得又は製作若しくは建設（以下この条において「取得等」という。）をするものであること、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項の計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであること及び施行令第二十七条の五第一項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものに該当することにつき経済産業局長が確認した旨を証する書類（以下この項において「確認書」という。）並びに当該確認書に

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の二 施行令第二十七条の五第一項に規定する合理化に特に効果の高いものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第一号に規定する特定事業者又は特定連鎖化事業者（同号に規定する特定加盟者（以下この項において「特定加盟者」という。）を含む。）であつて、既に相当程度のエネルギー（同号に規定するエネルギーをいう。以下この項において同じ。）の使用の合理化を進めているものが取得又は製作若しくは建設（以下この条において「取得等」という。）をするものであること、同号の計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであること及び施行令第二十七条の五第一項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものに該当することにつき経済産業局長が確認した旨を証する書類（以下この項において「確認書」という。）並びに当該確認書に係る申請書の写しを保存することにより証明がされたものとし、同条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、確認書のうち、その取得等をする特定加盟者が設置している同号に規定する特定連鎖化事業に係る工場等（同号に規定する工場等をいう。）におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき経済産業局長が確認した旨を証するものを保存することにより証明がされたものとする。

係る申請書の写しを保存することにより証明がされたものとし、同条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、確認書のうち、その取得等をする連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等（法第四十二条の五第一項第一号に規定する工場等をいう。）におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき経済産業局長が確認した旨を証するものを保存することにより証明がされたものとする。

2 施行令第二十七条の五第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第二号に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第二十七条の五第二項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る連携省エネルギー計画（同号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第四十八条第一項の認定書（当該連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第四十九条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

3 施行令第二十七条の五第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第三号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第二十七条の五第三項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第八十六条第一項の認定書（当該荷主連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第八十七条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産

2 施行令第二十七条の五第二項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第二号に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第二十七条の五第二項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る連携省エネルギー計画（同号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第四十八条第一項の認定書（当該連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第四十九条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

3 施行令第二十七条の五第二項に規定する貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第三号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第二十七条の五第二項に規定する貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第八十六条第一項の認定書（当該荷主連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第

業局長により交付されたものに限る。)を保存することにより証明がされたものとする。

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の三 省 略

2 省 略

3 施行令第二十七条の六第二項に規定する財務省令で定めるソフトウェアは、次に掲げるものとする。

一 三 省 略

四 連携ソフトウェア(情報処理システム(情報処理の促進に関する法律第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。以下この号において同じ。))から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するものをいう。)のうち、イの指令を日本産業規格(産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。イにおいて同じ。)X五七三―一八に基づき認証をする機能及びイの指令を受けた旨を記録する機能を有し、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

イ 三 省 略

五 省 略

4・5 省 略

(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の五 省 略

2 三 省 略

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の

百十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第八十七条第三項の認定書を含む。)又はその写し(経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。)を保存することにより証明がされたものとする。

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の三 同 上

2 同 上

3 同 上

一 三 同 上

四 連携ソフトウェア(情報処理システム(情報処理の促進に関する法律第四十三条第一項第五号に規定する情報処理システムをいう。以下この号において同じ。))から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するものをいう。)のうち、イの指令を日本産業規格(産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。イにおいて同じ。)X五七三―一八に基づき認証をする機能及びイの指令を受けた旨を記録する機能を有し、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

イ 三 同 上

五 同 上

4・5 同 上

(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の五 同 上

2 三 同 上

5 法第四十二条の十第三項に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第一条第二号に掲げる事業とする。

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の

特別控除)

第二十条の七

施行令第二十七条の十二第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年度前の各事業年度のうち法第四十二条の十二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第三項及び第六項又は第四項及び第六項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二條の二十九第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写し）とする。

2|

施行令第二十七条の十二第三項から第五項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所（当該法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第四十二条の十二第一項第二号イに規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画（同令附則第八條第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。）の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（法第四十二条の十二第五項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第四項において同

特別控除)

第二十条の七

施行令第二十七条の十二第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年度前の各事業年度のうち法第四十二条の十二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各事業年度に係る次項及び第四項又は次項及び第五項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二條の二十九第二項及び第四項又は同条第二項及び第五項に規定する書類の写し）とする。

2|

施行令第二十七条の十二第三項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する法人の事業所（当該法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。次項から第五項までにおいて同じ。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該法人の雇用促進計画（同条第一項に規定する雇用促進計画をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）の達成状況及び法第四十二条の十二第七項に規定する離職者がいないかどうかの確認ができるものに限る。）の写しとする。

3|

施行令第二十七条の十二第四項から第六項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第四十二条の十二第一項第二号ロ(1)に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（同条第四項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第五項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

じ。)に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

3| 施行令第二十七条の第十二第七項から第九項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の第十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該法人が受けた計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

4| 施行令第二十七条の第十二第十項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の第十二第二項の規定の適用を受けようとする法人(その適用を受けようとする事業年度前の各連結事業年度にあつては、当該法人に係る連結親法人。以下この項において「適用法人等」という。)の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該適用法人等に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(法第四十二条の第十二第五項第十号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

5| 省 略

6| 施行令第二十七条の第十二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の第十二第一項又は第二項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(当該法人の雇用促進計画の達成状況及び法第四十二条の第十二第七項に規定する離職者がいないかどうかを確認できるものに限る。)の写しとする。

7 施行令第二十七条の第十二第十六項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計

4| 施行令第二十七条の第十二第八項から第十項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の第十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該法人が受けた計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

5| 施行令第二十七条の第十二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の第十二第二項の規定の適用を受けようとする法人(その適用を受けようとする事業年度前の各連結事業年度にあつては、当該法人に係る連結親法人。以下この項において「適用法人等」という。)の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該適用法人等に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(法第四十二条の第十二第四項第十四号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

6| 同 上

7 施行令第二十七条の第十二第二十二項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について

画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第三項及び前項又は第四項及び前項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二條の二十九第三項及び第六項又は同條第四項及び第六項に規定する書類の写し）とする。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十條の八 省 略

2・3 省 略

4 施行令第二十七條の十二の三第四項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 情報通信業

二 十八 省 略

5・6 省 略

計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第二項及び第四項又は第二項及び第五項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二條の二十九第二項及び第四項又は同條第二項及び第五項に規定する書類の写し）とする。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十條の八 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 情報通信業（施行令第二十八條の八に規定する特定情報通信業を除く。）

二 十八 同 上

5・6 同 上

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特  
別控除）

第二十條の十の二 施行令第二十七條の十二の六第一項に規定する財務省

令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2| 法第四十二條の十二の六第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をするものとして財務省令で定めるものは、同項に規定する認定革新的データ産業活用計画に記載された同項に規定する政令で定めるソフトウェアとする。

3| 法第四十二條の十二の六第一項に規定する主として産業試験研究の用に供されるものとして財務省令で定めるものは、主として同項に規定する産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるソフトウェア、機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却）

第二十條の十一

（耐震基準適合建物等の特別償却）

第二十條の十一 法第四十三條の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、次に掲げる者の当該耐震改修対象建築

法第四十三條の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、港灣法第二條第一項に規定する港灣管理者の当該特定技術基準対象施設（同法第五十六條の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設をいう。以下この条において同じ。）がその部分について行う改良のための工事により同法第五十六條の二の二第一項に規定する技術基準に適合することとなるものである旨を証する書類により証明がされた当該特定技術基準対象施設とする。

第二十條の十二から第二十條の十五まで 削除

（障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却）

第二十條の十八 省 略

物（同項に規定する耐震改修対象建築物をいう。第一号において同じ。）がその部分について行う建築物の耐震改修の促進に関する法律第二條第二項に規定する耐震改修（以下この項において「耐震改修」という。）のための工事により同法第五條第三項第一号に規定する耐震関係規定又は同法第十七條第三項第一号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することとなる旨を証する書類により証明がされた当該耐震改修とする。

1 当該耐震改修対象建築物の所在地の地方公共団体の長  
2 建築基準法第七十七條の二十一第一項に規定する指定確認検査機関  
3 建築士（建築士法第二十三條の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）

2 法第四十三條の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、港灣法第二條第一項に規定する港灣管理者の当該特定技術基準対象施設（同法第五十六條の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設をいう。以下この項において同じ。）がその部分について行う改良のための工事により同法第五十六條の二の二第一項に規定する技術基準に適合することとなるものである旨を証する書類により証明がされた当該特定技術基準対象施設とする。

第二十條の十二から第二十條の十四まで 削除

（情報流通円滑化設備の特別償却）

第二十條の十五 施行令第二十八條の八に規定する財務省令で定められるものは、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五條第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）（第一條第一項第二号に掲げる電気通信設備とする。）

2 施行令第二十八條の八に規定する財務省令で定める事業は、自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業とする。

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）

第二十條の十八 同上

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第二十条の二十 削除

第二十条の二十 施行令第二十九条の四第一項第一号に規定する財務省令

で定めるものは、滑り台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用の構築物で、幼児（児童福祉法第四条第一項第二号に掲げる幼児をいう。次項において同じ。）に使用させるためのものとする。

2| 施行令第二十九条の四第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、遊戯具、家具及び防犯設備（事業所内保育施設（法第四十七条第一項に規定する事業所内保育施設をいう。次項及び第四項において同じ。）を利用する児童福祉法第四条第一項第一号に掲げる乳児及び幼児が犯罪により被害を受けることを防止し、その安全を確保するために設置される器具及び備品をいう。）とする。

3| 法第四十七条第一項及び第二項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産（同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する企業主導型保育施設用資産）に係る事業所内保育施設における同条第一項に規定する保育事業の運営費につき交付を受ける子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金とする。

4| 施行令第二十九条の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十七条第一項の規定の適用を受けようとする法人が同項の新設又は増設に係る事業所内保育施設とともに同項に規定する幼児遊戯用構築物等の取得又は製作若しくは建設をすること及び当該法人が当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受けることが確認できる書類とする。

（特定都市再生建築物の割増償却）

第二十条の二十一 省 略

2 施行令第二十九条の五第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第四十七条第三項に規定する政令で定めるものに係る建築基準法第六条第一項に規定する確認済証の写し及び同法第七条第五項に規定する検査済証の写し

二 省 略

（特定都市再生建築物の割増償却）

第二十条の二十一 同 上

一 法第四十七条の二第三項に規定する政令で定めるものに係る建築基準法第六条第一項に規定する確認済証の写し及び同法第七条第五項に規定する検査済証の写し

二 同 上



第二十一条の二から第二十一条の四まで 削除

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第二十一条の十九 省略

2 法第六十二条の三第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同条第二項一号イに規定する土地等(棚卸資産に該当するものを除く。以下この条において「土地等」という。)の譲渡(施行令第三十八条の四第四項に規定する賃借権の設定等を含む。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる土地等の譲渡に該当するものであることにつきそれぞれ当該各号に定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたときとする。

一・二 省略

二の二 法第六十二条の三第四項第二号の二に掲げる土地等の譲渡 土地開発公社の当該土地等を同号イ又はロに掲げる土地等の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事業の用に供するために買い取った旨を証する書類(当該土地等の所在地の記載があるものに限る。)

第二十一条の二及び第二十一条の三 削除

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第二十一条の四 法第五十五条の二第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十五条の二第七項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 法第五十五条の二第七項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人(以下この号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名
- 三 法第五十五条の二第七項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日
- 四 法第五十五条の二第七項に規定する特定施設の名称
- 五 法第五十五条の二第七項の金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細
- 六 その他参考となるべき事項

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第二十一条の十九 同上

2 同上

一・二 同上

二の二 法第六十二条の三第四項第二号の二に掲げる土地等の譲渡 土地開発公社の当該土地等を同号イ又はロに掲げる土地等の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類(当該土地等の所在地の記載があるものに限る。)

三〇六 省 略

七 法第六十二条の三第四項第七号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する認定事業者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 国土交通大臣の当該土地等に係る法第六十二条の三第四項第七号に規定する都市再生事業が都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業である旨及び施行令第三十八条の四第十七項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第六十二条の三第四項第七号に規定する都市再生事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該土地等の買取りをする者が同号の独立行政法人都市再生機構である場合には、当該書類及び同号の協定に基づき買い取った旨を証する書類）

八 法第六十二条の三第四項第八号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第六十二条の三第四項第八号に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業の用に供するために買い取った旨を証す

三〇七 同 上

イ 国土交通大臣の当該土地等に係る法第六十二条の三第四項第七号に規定する都市再生事業が都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業である旨及び施行令第三十八条の四第十六項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第六十二条の三第四項第七号に規定する都市再生事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該土地等の買取りをする者が同号の独立行政法人都市再生機構である場合には、当該書類及び同号の協定に基づき買い取ったものである旨を証する書類）

八 法第六十二条の三第四項第八号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する認定整備事業者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 国土交通大臣の当該土地等に係る法第六十二条の三第四項第八号に規定する都市再生整備事業が都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業である旨及び施行令第三十八条の四第十七項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第六十二条の三第四項第八号に規定する都市再生整備事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該土地等の買取りをする者が同号の独立行政法人都市再生機構である場合には、当該書類及び同号の協定に基づき買い取ったものである旨を証する書類）

八の二 法第六十二条の三第四項第八号の二に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 同 上

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第六十二条の三第四項第八号の二に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業の用に供するために買い取った旨を

る書類

八の二 法第六十二条の三第四項第八号の二に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる書類

イ 都道府県知事の法第六十二条の三第四項第八号の二に規定する裁定をした旨を所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十四条の規定により通知した文書の写し

ロ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 当該土地等が法第六十二条の三第四項第八号の二に掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業並びに同号イに規定する特定所有者不明土地の記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

(2) 当該土地等が法第六十二条の三第四項第八号の二に掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業（同号ロに規定する政令で定める事業を除く。）の記載がされたものに限る。）の写し、当該裁定申請書に添付された同号ロの事業計画書（同号ロの計画に当該事業者が当該土地等取得するものとして記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該記載がされた事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

九 法第六十二条の三第四項第九号に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 省 略

ロ 当該土地等の譲渡が法第六十二条の三第四項第九号に規定する隣接施行敷地に係るものである場合 当該土地等の買取りをするマンション建替事業の施行者の当該マンション建替事業に係る同号に規定する施行マンションが施行令第三十八条の四第二十項に規定する建築物に該当すること及び当該マンション建替事業に係る施行再建マンションが同条第十九項に規定する基準に適合し、かつ、当該施

証する書類

八の三 法第六十二条の三第四項第八号の三に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる書類

イ 都道府県知事の法第六十二条の三第四項第八号の三に規定する裁定をした旨を所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十四条の規定により通知した文書の写し

ロ 同 上

(1) 当該土地等が法第六十二条の三第四項第八号の三に掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業並びに同号イに規定する特定所有者不明土地の記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

(2) 当該土地等が法第六十二条の三第四項第八号の三に掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業（同号ロに規定する政令で定める事業を除く。）の記載がされたものに限る。）の写し、当該裁定申請書に添付された同号ロの事業計画書（同号ロの計画に当該事業者が当該土地等取得するものとして記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該記載がされた事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

九 同 上

イ 同 上

ロ 当該土地等の譲渡が法第六十二条の三第四項第九号に規定する隣接施行敷地に係るものである場合 当該土地等の買取りをするマンション建替事業の施行者の当該マンション建替事業に係る同号に規定する施行マンションが施行令第三十八条の四第十九項に規定する建築物に該当すること及び当該マンション建替事業に係る施行再建マンションが同項に規定する基準に適合し、かつ、当該施行再建マ

行再建マンシヨンの延べ面積が当該施行マンシヨンの延べ面積以上であることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該隣接施行敷地に係る土地等を当該マンシヨン建替事業に係る当該施行再建マンシヨンの敷地とするために買い取った旨を証する書類

十 法第六十二条の三第四項第十号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをするマンシヨン敷地売却事業（同号に規定するマンシヨン敷地売却事業をいう。以下この号において同じ。）を実施する者の当該マンシヨン敷地売却事業に係る同項第十号に規定する認定買受計画に第六項に規定するいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた同項第一号のマンシヨンが新たに建築されること又は当該記載がされた同項第二号若しくは第三号の施設が整備されることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該土地等を同条第四項第十号の請求又は同号に規定する分配金取得計画に基づき当該マンシヨン敷地売却事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十一 法第六十二条の三第四項第十一号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する建築物の建築を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 国土交通大臣のその建築物が法第六十二条の三第四項第十一号に規定する建築物に該当するものである旨及び当該建築物の建築をする事業が施行令第三十八条の四第二十二項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十一号の譲渡に係る土地等が施行令第三十八条の四第二十三項各号に掲げる区域内に所在し、かつ、当該土地等を法第六十二条の三第四項第十一号に規定する建築物の建築をする事業の用に供する旨を証する書類

十二 法第六十二条の三第四項第十二号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 都道府県知事の当該土地等に係る法第六十二条の三第四項第十二号に規定する事業につき施行令第三十八条の四第二十四項の申請に基づき同項の認定をしたことを証する書類（当該事業が同項に規定

ンシヨンの延べ面積が当該施行マンシヨンの延べ面積以上であることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該隣接施行敷地に係る土地等を当該マンシヨン建替事業に係る当該施行再建マンシヨンの敷地とするために買い取った旨を証する書類

九の二 法第六十二条の三第四項第九号の二に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをするマンシヨン敷地売却事業（同号に規定するマンシヨン敷地売却事業をいう。以下この号において同じ。）を実施する者の当該マンシヨン敷地売却事業に係る同項第九号の二に規定する認定買受計画に第六項に規定するいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた同項第一号のマンシヨンが新たに建築されること又は当該記載がされた同項第二号若しくは第三号の施設が整備されることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該土地等を同条第四項第九号の二の請求又は同号に規定する分配金取得計画に基づき当該マンシヨン敷地売却事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十 法第六十二条の三第四項第十号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する建築物の建築をする事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 国土交通大臣のその建築物が法第六十二条の三第四項第十号に規定する建築物に該当するものである旨及び当該建築物の建築をする事業が施行令第三十八条の四第二十一項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十号の譲渡に係る土地等が施行令第三十八条の四第二十二項各号に掲げる区域内に所在し、かつ、当該土地等を法第六十二条の三第四項第十号に規定する建築物の建築をする事業の用に供する旨を証する書類

十一 法第六十二条の三第四項第十一号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 都道府県知事の当該土地等に係る法第六十二条の三第四項第十一号に規定する事業につき施行令第三十八条の四第二十三項の申請に基づき同項の認定をしたことを証する書類（当該事業が同項に規定

する認定再開発事業である場合には、当該書類及び都道府県知事の当該認定再開発事業につき都市再開発法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業計画の同法第二百二十九条の四の認定（同法第二百二十九条の五第一項の認定を含む。）をしたことを証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第六十二条の三第四項第十二号に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

する認定再開発事業である場合には、当該書類及び都道府県知事の当該認定再開発事業につき都市再開発法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業計画の同法第二百二十九条の四の認定（同法第二百二十九条の五第一項の認定を含む。）をしたことを証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第六十二条の三第四項第十一号に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十二 法第六十二条の三第四項第十二号に掲げる土地等の譲渡 次に掲

げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法第六十二条の三第四項第十二号の一団の宅地の造成が同号に規定する開発許可を受けて行われる場合 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

(1) 当該一団の宅地の造成に係る都市計画法第三十条第一項に規定する申請書の写し（当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の位置及び区域等を明らかにする地形図の添付のあるものに限る。）及び同法第三十五条第二項の通知の文書の写し

(2) 土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十二号の譲渡に係る土地等が(1)に規定する通知に係る開発区域内に所在し、かつ、当該土地等を当該一団の宅地の用に供する旨を証する書類

(3) 国土交通大臣の当該一団の宅地の造成が法第六十二条の三第四項第十二号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し

ロ 法第六十二条の三第四項第十二号の一団の宅地の造成が同号ロに規定する認可を受けて行われる場合 土地等の買取りをする者（当該認可に係る土地区画整理法による土地区画整理事業の同法第二条第三項に規定する施行者又は同法第二十五条第一項に規定する組合員である個人又は法人に限る。以下この号において同じ。）から交付を受けた次に掲げる書類

十三 十六 省 略

3 省 略

4 法第六十二条の三第四項第七号に規定する財務省令で定める面積は、千五百平方メートルとする。

5 法第六十二条の三第四項第八号に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第十二条各号に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

6 法第六十二条の三第四項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項のうちいずれかの事項（同号に規定する認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。）とする。

一 法第六十二条の三第四項第十号に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地（以下この項において「除却後の土地」という。）に新たに建築される同号に規定するマンションに関する事項

二・三 省 略

7 施行令第三十八条の四第二十二項第二号ハに規定する施行地区内の土地の高度利用に寄与するものとして財務省令で定める要件は、同項第一号に規定する建築物の建築をする事業の同号に規定する施行地区内の土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（以下この項及び次項において「借地権」という。）の設定がされている土地を除く

十三 十六 同 上

3 同 上

4 法第六十二条の三第四項第七号及び第八号に規定する財務省令で定める面積は、千五百平方メートルとする。

5 法第六十二条の三第四項第八号の二に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第十二条各号に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

6 法第六十二条の三第四項第九号の二に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項のうちいずれかの事項（同号に規定する認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。）とする。

一 法第六十二条の三第四項第九号の二に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地（以下この項において「除却後の土地」という。）に新たに建築される同号に規定するマンションに関する事項

二・三 同 上

7 施行令第三十八条の四第二十一項第二号ハに規定する施行地区内の土地の高度利用に寄与するものとして財務省令で定める要件は、同項第一号に規定する建築物の建築をする事業の同号に規定する施行地区内の土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（以下この項及び次項において「借地権」という。）の設定がされている土地を除く

(1) 当該一団の宅地の造成に係る法第六十二条の三第四項第十二号ロに規定する認可の申請書の写し（当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の面積、位置及び区域等を明らかにする地形図その他の書類の添付のあるものに限る。）及び都道府県知事の当該申請書に基づき当該認可をしたことを証する書類の写し

(2) 土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十二号の譲渡に係る土地等が土地区画整理法による土地区画整理事業の施行地区内に所在し、かつ、当該土地等を当該一団の宅地の用に供する旨（当該譲渡に係る土地等が当該土地等の買取りをする者の有する当該施行地区内にある土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を含む。）を証する書類

。 ) につき所有権を有する者又は当該施行地区内の土地につき借地権を有する者 ( 区画された一の土地に係る所有権又は借地権が二以上の者により共有されている場合には、当該所有権を有する二以上の者又は当該借地権を有する二以上の者のうち、それぞれ一の者とする。 ) の数が二以上であることとする。

8 施行令第三十八条の四第二十四項第三号に規定する施行地区内の土地の高度利用に寄与するものとして財務省令で定める要件は、同項に規定する中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業の同項第一号に規定する施行地区内の土地 ( 借地権の設定がされている土地を除く。 ) につき所有権を有する者又は当該施行地区内の土地につき借地権を有する者 ( 区画された一の土地に係る所有権又は借地権が二以上の者により共有されている場合には、当該所有権を有する二以上の者又は当該借地権を有する二以上の者のうち、それぞれ一の者とする。 ) の数が二以上であることとする。

## 9| 10| 省 略

法第六十二条の三第五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類により証明がされた土地等の譲渡とする。

- 一 法第六十二条の三第四項第十三号から第十五号までに係る土地等の譲渡 ( 次号に掲げるものを除く。 ) 当該土地等の買取りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人 ( 以下この号において「土地等の買取りをする者」という。 ) から交付を受けた次に掲げる書類の写し
- イ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

。 ) につき所有権を有する者又は当該施行地区内の土地につき借地権を有する者 ( 区画された一の土地に係る所有権又は借地権が二以上の者により共有されている場合には、当該所有権を有する二以上の者又は当該借地権を有する二以上の者のうち、それぞれ一の者とする。 ) の数が二以上であることとする。

8 施行令第三十八条の四第二十三項第三号に規定する施行地区内の土地の高度利用に寄与するものとして財務省令で定める要件は、同項に規定する中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業の同項第一号に規定する施行地区内の土地 ( 借地権の設定がされている土地を除く。 ) につき所有権を有する者又は当該施行地区内の土地につき借地権を有する者 ( 区画された一の土地に係る所有権又は借地権が二以上の者により共有されている場合には、当該所有権を有する二以上の者又は当該借地権を有する二以上の者のうち、それぞれ一の者とする。 ) の数が二以上であることとする。

9| 法第六十二条の三第四項第十二号ハに規定する宅地の造成と併せて公共施設の整備が適切に行われるものとして財務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

- 一 当該宅地の造成が行われる区域内において都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地が確保されていること。
- 二 当該造成に係る一団の土地の面積のうちに都市計画法第四条第十四項に規定する公共施設の用に供される土地の面積の占める割合が三十分パーセント以上であること。

## 10| 11| 同 上

- 一 法第六十二条の三第四項第十二号から第十五号までに係る土地等の譲渡 ( 次号に掲げるものを除く。 ) 当該土地等の買取りをする同項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人 ( 以下この号において「土地等の買取りをする者」という。 ) から交付を受けた次に掲げる書類の写し
- イ 同 上

- (1)・(2) 省略  
(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 国土交通大臣の次に掲げる事項を認定したことを証する書類の写し

(i) 省略

- (ii) (i)の一団の宅地の造成又は一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設が法第六十二条の三第四項第十三号若しくは第十四号の一団の宅地の造成又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設に該当することとなると見込まれること。

ロ 当該土地等のその用に供する法第六十二条の三第四項第十三号若しくは第十四号の一団の宅地の造成又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業概要書及び当該土地等の所在地を明らかにする地形図

ハ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法第六十二条の三第五項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、同条第四項第十三号若しくは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に施行令第三十八条の四第三十三項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第三十五項若しくは第三十六項の承認を受けて同条第三十四項から第三十六項までに規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合（次号ニ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ニ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

ニ 法第六十二条の三第四項第十四号に係る土地等の譲渡（同号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行う同号に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 省略

ロ 国土交通大臣の次に掲げる事項を認定したことを証する書類の写し

- (1)・(2) 同上  
(3) 同上

(i) 同上

- (ii) (i)の一団の宅地の造成又は一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設が法第六十二条の三第四項第十二号から第十四号までの一団の宅地の造成又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設に該当することとなると見込まれること。

ロ 当該土地等のその用に供する法第六十二条の三第四項第十二号から第十四号までの一団の宅地の造成又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業概要書及び当該土地等の所在地を明らかにする地形図

ハ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法第六十二条の三第五項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、同条第四項第十二号から第十四号までの一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に施行令第三十八条の四第三十三項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第三十五項若しくは第三十六項の承認を受けて同条第三十四項から第三十六項までに規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合（次号ニ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ニ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

ニ 法第六十二条の三第四項第十二号及び第十四号に係る土地等の譲渡（同項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 同上

ロ 同上



(1) 省略

(2) (1)の一団の宅地の造成が法第六十二条の三第四項第十四号の一団の宅地の造成に該当することとなると見込まれること。

ハ 当該土地等のその用に供する法第六十二条の三第四項第十四号の一団の宅地の造成に関する事業概要書及び当該土地等の所在地を明らかにする地形図

ニ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法第六十二条の三第五項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、同条第四項第十四号の一団の宅地の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）

三 省略

11| 施行令第三十八条の四第三十三項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第三十三項又は第三十五項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、同条第三十三項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三十五項の承認にあつては、同条第三十四項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、同条第三十三項に規定する所轄税務署長に提出しなければならぬ。

一 省略

二 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の第二項第十号から第十六号までの区分に応じこれらの規定に規定する申請書に準じて作成した書類（法第六十二条の三第四項第十三号イ、第十四号イ及びロ、第十五号イ若しくはロ及びハ又は第十六号イ若しくはロに關する事項の記載のあるものに限る。）並びに第二項第十三号から第十六号までに規定する事業概要書、設計説明書又は各階平面図及び地形図その他の書類

12| 施行令第三十八条の四第三十三項第四号に規定する災害その他の財務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 同上

(2) (1)の一団の宅地の造成が法第六十二条の三第四項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成に該当することとなると見込まれること。

ハ 当該土地等のその用に供する法第六十二条の三第四項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成に関する事業概要書及び当該土地等の所在地を明らかにする地形図

ニ 土地等の買取りをする者の当該買取った土地等を法第六十二条の三第五項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、同条第四項第十二号又は第十四号の一団の宅地の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）

三 同上

12| 同上

一 同上

二 当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の第二項第十号から第十六号までの区分に応じこれらの規定に規定する申請書に準じて作成した書類（法第六十二条の三第四項第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及びロ、第十五号イ若しくはロ及びハ又は第十六号イ若しくはロに關する事項の記載のあるものに限る。）並びに第二項第十二号から第十六号までに規定する事業概要書、設計説明書又は各階平面図及び地形図その他の書類

13| 施行令第三十八条の四第三十三項第五号に規定する災害その他の財務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一〇三 省 略

13| 法第六十二条の三第七項に規定する財務省令で定める書類は、第二項第十三号から第十六号までに掲げる書類（当該書類で既に交付しているものを除く。）とする。

14| 施行令第三十八条の四第三十六項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第三十六項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第十一項第二号に掲げる書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

一 第十一項第一号イに掲げる事項

二〇五 省 略

15| 省 略

16| 省 略

17| 法第六十二条の三第十一項に規定する財務省令で定める書類は、第十項各号に掲げる書類とし、同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けようとする土地等の譲渡に係る土地等の譲渡年月日、面積及び所在地並びに同条第四項第十号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡のいずれに該当するかの区分

二〇五 省 略

18| 施行令第三十八条の四第四十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）をした事業年度（当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）終了の日の翌日から当該土地等の譲渡につき法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった日を含む事業年度（その該当することとなった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の日の前日（当該土地等の譲渡が

一〇三 同 上

14| 法第六十二条の三第七項に規定する財務省令で定める書類は、第二項第十二号から第十六号までに掲げる書類（当該書類で既に交付しているものを除く。）とする。

15| 施行令第三十八条の四第三十六項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第三十六項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第十二項第二号に掲げる書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

一 第十二項第一号イに掲げる事項

二〇五 同 上

16| 同 上

17| 同 上

18| 法第六十二条の三第十一項に規定する財務省令で定める書類は、第十項各号に掲げる書類とし、同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けようとする土地等の譲渡に係る土地等の譲渡年月日、面積及び所在地並びに同条第四項第十号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡のいずれに該当するかの区分

二〇五 同 上

19| 同 上

一 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）をした事業年度（当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）終了の日の翌日から当該土地等の譲渡につき法第六十二条の三第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった日を含む事業年度（その該当することとなった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の日の前日（当該土地等の譲渡が

同条第九項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた事業年度開始の日の前日（法第六十八条の六十八第九項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた連結事業年度開始の日の前日）とする。）までの期間内の日を含む各事業年度 次に掲げる書類

イ・ロ 省 略

二 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）につき法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる

土地等の譲渡に該当することとなつた日を含む事業年度 第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡の区分に応じこれらの号に定める書類（既に法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等を含む。）に添付している書類を除く。）及び次に掲げる事項を記載した書類

イ 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）に係る土地等の譲渡年月日、面積及び所在地並びに法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡のいずれに該当するかの区分

ロ 省 略

ハ イに規定する土地等の譲渡に係る土地等のうち、第十三項に規定する書類を法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に添付することにより法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたものの面積及び所在地

二 省 略

（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）

第二十二條の二 省 略

2・3 省 略

4 法第六十四条第四項（法第六十四条の二第十三項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項若しくは第四

同条第九項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた事業年度開始の日の前日（法第六十八条の六十八第九項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた連結事業年度開始の日の前日）とする。）までの期間内の日を含む各事業年度 次に掲げる書類

イ・ロ 同 上

二 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）につき法第六十二条の三第四項第十二号から第十六号までに掲げる

土地等の譲渡に該当することとなつた日を含む事業年度 第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡の区分に応じこれらの号に定める書類（既に法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等を含む。）に添付している書類を除く。）及び次に掲げる事項を記載した書類

イ 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）に係る土地等の譲渡年月日、面積及び所在地並びに法第六十二条の三第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡のいずれに該当するかの区分

ロ 同 上

ハ イに規定する土地等の譲渡に係る土地等のうち、第十四項に規定する書類を法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に添付することにより法第六十二条の三第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたものの面積及び所在地

二 同 上

（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）

第二十二條の二 同 上

2・3 同 上

4 同 上

項において準用する場合を含む。）並びに施行令第三十九条第三十二項及び第三十九条の二第九項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 第十四条第五項各号（第五号の七、第五号の八及び第十二号を除く。）に該当する資産 当該各号の区分に応じ当該各号に定める書類

二 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴う権利変換又は買取り若しくは収用に係る資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 第一種市街地再開発事業の施行に伴う権利変換により施設建築物の一部を取得する権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第百十条第一項又は第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権が与えられるように定められた資産 第一種市街地再開発事業の施行者のその旨を証する書類

ロ 都市再開発法第七十九条第三項の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は同法第百十一条の規定により読み替えられた同項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産 第一種市街地再開発事業の施行者のその旨を証する書類

ハ 都市再開発法第七十一条第一項又は第三項の申出に基づき同法第八十七条又は第八十八条第一項、第二項若しくは第五項の規定による権利の変換を受けなかつた資産 第一種市街地再開発事業の施行者の施行令第三十九条第七項各号に掲げる場合のいずれか（同法第七十一条第一項又は第三項の申出をした者が同法第七十条の二第一項の申出をすることができる場合には、施行令第三十九条第七項第一号に掲げる場合に限る。）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあつたことを証する書類

二・ホ 省 略

一 第十四条第五項各号のうち第五号の七及び第五号の八以外の各号に該当する資産 当該各号の区分に応じ当該各号に定める書類

二 同 上

イ 第一種市街地再開発事業の施行に伴う権利変換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第百十条第一項又は第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権が与えられるように定められた資産 第一種市街地再開発事業の施行者のその旨を証する書類

ロ 都市再開発法第七十九条第三項（同法第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施設建築物の一部等又は建築施設の部分が与えられないように定められた資産 第一種市街地再開発事業の施行者のその旨を証する書類

ハ 都市再開発法第七十一条第一項の申出に基づき同法第八十七条の規定による権利の変換を受けなかつた資産 第一種市街地再開発事業の施行者の施行令第三十九条第七項各号に掲げる場合のいずれか（同法第七十一条第一項の申出をした者が同法第七十条の二第一項の申出をすることができる場合には、施行令第三十九条第七項第一号に掲げる場合に限る。）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあつたことを証する書類

二・ホ 同 上

へ 第一種市街地再開発事業に係る施設建築物の建築工事の完了に伴い、施設建築物の一部又は施設建築物の一部についての借家権（施設建築物に関する権利を含む。）を取得することとなつた法第六十五条第一項第四号の施設建築物の一部を取得する権利又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（都市再開発法第一百条第一項又は第一百条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。） 第一種市街地再開発事業の施行者のその旨を証する書類

ト 省 略

三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に係る権利変換に係る資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 防災街区整備事業の施行に伴う権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権が与えられるように定められた資産 防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類

ロ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百一十二条第三項の規定により防災施設建築物の一部等若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条の規定により読み替えられた同項の規定により防災施設施設の部分若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産 防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類

ハ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百一十二条第一項又は第三項の申出に基づき同法第二百一十一条又は第二百二十二条第一項、第二項若しくは第五項の規定による権利の変換を受けなかつた資産 防災街区整備事業の施行者の施行令第三十九条

へ 第一種市街地再開発事業に係る施設建築物の建築工事の完了に伴い、施設建築物の一部（施設建築物に関する権利を含む。）を取得することとなつた法第六十五条第一項第四号の施設建築物の一部を取得する権利（都市再開発法第一百条第一項又は第一百条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。） 第一種市街地再開発事業の施行者のその旨を証する書類

ト 同 上

三 同 上

イ 防災街区整備事業の施行に伴う権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権が与えられるように定められた資産 防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類

ロ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百一十二条第三項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により防災施設建築物の一部等又は防災施設施設の部分が与えられないように定められた資産 防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類

ハ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百一十二条第一項の申出に基づき同法第二百一十一条の規定による権利の変換を受けなかつた資産 防災街区整備事業の施行者の施行令第三十九条第十項各号に掲げる場合のいずれか（同法第二百一十二条第一項の

第十項各号に掲げる場合のいずれか（同法第二百三条第一項又は第三項の申出をした者が同法第二百二条第一項の申出をすることができる場合には、施行令第三十九条第十項第一号に掲げる場合に限り）。）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあつたことを証する書類

二 省 略

ホ 防災街区整備事業に係る防災施設建築物の建築工事の完了に伴い、防災施設建築物の一部又は防災施設建築物の一部についての借家権（防災施設建築物に関する権利を含む。）を取得することとなつた法第六十五条第一項第五号の防災施設建築物の一部を取得する権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）

四 省 略

5 5 13 省 略

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第二十二條の五 省 略

2 5 18 省 略

19 施行令第三十九条の五第二十六項第五号に規定する財務省令で定める建築物等は、次に掲げる建築物又は構築物とする。

一 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十二年運輸省令第二十七号。以下この号において「昭和四十二年改正規則」という。）附則第二項又は道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（昭和五十三年運輸省令第七号。以下この号において「昭和五十三年改正規則」という。）附則第二項の規定の適用に係る道路運送車両法第七十七条に規定する自動車特定整備事業を経営している者の当該事業の事業場の規模が昭和四十二年改正規則又は昭和五十三年改正規則の施行の際昭和四十二年改正規則による改正後の道路運送車両法施行規則第五十七条第一号及び別表第二号又は昭和五十三年改正規則に

申出をした者が同法第二百二条第一項の申出をすることができる場合には、施行令第三十九条第十項第一号に掲げる場合に限り）。）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあつたことを証する書類

二 同 上

ホ 防災街区整備事業に係る防災施設建築物の建築工事の完了に伴い、防災施設建築物の一部（防災施設建築物に関する権利を含む。）を取得することとなつた法第六十五条第一項第五号の防災施設建築物の一部を取得する権利（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。） 防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類

四 同 上

5 5 13 同 上

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第二十二條の五 同 上

2 5 18 同 上

19 同 上

一 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十二年運輸省令第二十七号。以下この号において「昭和四十二年改正規則」という。）附則第二項又は道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（昭和五十三年運輸省令第七号。以下この号において「昭和五十三年改正規則」という。）附則第二項の規定の適用に係る道路運送車両法第七十七条に規定する自動車分解整備事業を経営している者の当該事業の事業場の規模が昭和四十二年改正規則又は昭和五十三年改正規則の施行の際昭和四十二年改正規則による改正後の道路運送車両法施行規則第五十七条第一号及び別表第二号又は昭和五十三年改正規則に

よる改正後の道路運送車両法施行規則別表第四の規定に適合しない場合の当該事業場に係る建築物又は構築物

二 省 略

20 省 略

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第二十二條の七 省 略

2 省 略

3 法第六十五條の七第五項（法第六十五條の八第十六項において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）及び施行令第三十九條の七第四十六項に規定する財務省令で定める書類は、次項に規定するものを除き、次の各号に掲げる資産につき、それぞれ当該資産の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の当該各号の規定に該当する旨を証する書類とする。

- 一 法第六十五條の七第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市若しくは名古屋市の区域（以下この項及び次項において「三鷹市等の区域」という。）又は大田区若しくは大阪市の区域内にあるものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が次に定める区域内であること。
- イ 当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。） 既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
- ロ 当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合 施行令第三十九條の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等
- ハ 当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合 施行令第三十九條の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域

二 省 略

よる改正後の道路運送車両法施行規則別表第四の規定に適合しない場合の当該事業場に係る建築物又は構築物

二 同 上

20 同 上

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第二十二條の七 同 上

2 同 上

3 法第六十五條の七第五項（法第六十五條の八第十六項において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）及び施行令第三十九條の七第四十六項に規定する財務省令で定める書類は、次項に規定するものを除き、次の各号に掲げる資産につき、それぞれ当該資産の所在地を管轄する市町村長の当該各号の規定に該当する旨を証する書類とする。

- 一 法第六十五條の七第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（次号及び次項において「三鷹市等の区域」という。）内にあるものに限る。） 当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が既成市街地等（同欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）内であること。

二 同 上

五 表の第四号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地が同欄に規

4 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、

第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号、第五号又は第六号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）に該当する場合における法第六十五条の七第五項及び施行令第三十九条の七第四十六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 表の第二号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- イ 当該譲渡資産の所在地が表の第二号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第二条第一項の規定により特定空港として指定された空港の設置者の当該譲渡資産を同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払つたものである旨を証する書類及び当該所在地が同欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区に該当することとなつた日を証する書類
- ロ 当該譲渡資産の所在地が表の第二号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二条に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同法第九条第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払つたものである旨を証する書類及び当該所在地が同欄のロに掲げる第二種区域内である場合 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二条に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同法第九条第二項の規定により買い取つたものである旨

種区域に該当することとなつた日を証する書類

ハ 省 略

二 省 略

定する都市機能誘導区域以外の地域内であること。

4 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、

第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号の下欄、第五号、第六号又は第七号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）に該当する場合における法第六十五条の七第五項及び施行令第三十九条の七第四十六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 同 上
- イ 当該譲渡資産の所在地が表の第二号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項若しくは第九条第二項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産をこれらの規定により買い取つたものである旨又は同条第一項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類
- ロ 当該譲渡資産の所在地が表の第二号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同項の規定により買い取つたものである旨又は同条第一項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類

ハ 同 上

二 同 上

三 表の第四号の下欄に掲げる資産 国土交通大臣の当該買換資産の所在地が同欄の都市機能誘導区域内である旨及び当該買換資産が同欄に規定する認定誘導事業計画に記載された同欄に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるものに該当する旨を証する書類



三| 表の第四号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ、ハ 省 略

四| 表の第四号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 省 略

五| 表の第五号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該譲渡資産（当該譲渡資産が同欄の建物又は構築物である場合には、当該建物又は構築物の敷地の用に供されている土地等）の上に建築される同欄に規定する耐火建築物等又は準耐火建築物等につき施行令第三十九条の七第六項に規定する認定を受けていることを証する書類

六| 表の第五号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地がその譲渡資産の所在地を含む同号の上欄に規定する危険密集市街地内である旨及び当該買換資産の所在地が同号の下欄に規定する防災街区整備事業の施行地区（当該防災街区整備事業が施行される土地の区域をいう。）内である旨を証する書類

七| 表の第六号の下欄に掲げる資産 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の七第七項に規定する財務省令で定める書類

5 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第六号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、

四| 表の第五号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ、ハ 同 上

五| 表の第五号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 同 上

六| 表の第六号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該譲渡資産（当該譲渡資産が同欄の建物又は構築物である場合には、当該建物又は構築物の敷地の用に供されている土地等）の上に建築される同欄に規定する耐火建築物等又は準耐火建築物等につき施行令第三十九条の七第六項に規定する認定を受けていることを証する書類

七| 表の第六号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地がその譲渡資産の所在地を含む同号の上欄に規定する危険密集市街地内である旨及び当該買換資産の所在地が同号の下欄に規定する防災街区整備事業の施行地区（当該防災街区整備事業が施行される土地の区域をいう。）内である旨を証する書類

八| 表の第七号の下欄に掲げる資産 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の七第七項に規定する財務省令で定める書類

5 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第七号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、

富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの（同号の下欄の車両及び運搬具を除く。）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十五条の七第十四項（法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合には、法第六十五条の七第五項及び施行令第三十九条の七第四十六項に規定する財務省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第六号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第七号に定める書類）とする。

一〇三 省 略

六・七 省 略

8 法第六十五条の八第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 省 略

五 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

六〇八 省 略

9 法第六十五条の八第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇五 省 略

六 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

七〇八 省 略

10 法第六十五条の八第十六項の規定により読み替えられた法第六十五条の七第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一

富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの（同号の下欄の車両及び運搬具を除く。）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十五条の七第十四項（法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合には、法第六十五条の七第五項及び施行令第三十九条の七第四十六項に規定する財務省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（同欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第八号に定める書類）とする。

一〇三 同 上

六・七 同 上

8 同 上

一〇四 同 上

五 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第七号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

六〇八 同 上

9 同 上

一〇五 同 上

六 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第七号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

七〇八 同 上

10 同 上

一 取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一

号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

二〇四 省略

11〽14 省略

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一 省略

2・3 省略

4 施行令第三十九條の十四の三第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額は、次に掲げる金額とする。

一 未収金（次に掲げる金額に係るものに限る。）の帳簿価額

イ 外国子会社（施行令第三十九條の十四の三第六項に規定する外国子会社をいう。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等（法第六十六條の六第一項に規定する剰余金の配当等をいう。以下この条において同じ。）の額（その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいう。以下この条及び第二十二條の

十一の三において同じ。）の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。次号において同じ。）

ロ 省略

二 省略

5 施行令第三十九條の十四の三第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、施行令第三十九條の十四の三第八項各号に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一〽六 省略

七 当該事業年度終了の時における貸借対照表（これに準ずるものを含む

号から第七号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

二〇四 同上

11〽14 同上

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一 同上

2・3 同上

4 同上

一 同上

イ 外国子会社（施行令第三十九條の十四の三第六項に規定する外国子会社をいう。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等（法第六十六條の六第一項に規定する剰余金の配当等をいう。以下この条において同じ。）の額（その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいう。以下この条及び次条において

同じ。）の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。次号において同じ。）

ロ 同上

二 同上

5 同上

一〽六 同上

七 当該事業年度終了の時における貸借対照表（これに準ずるものを含む

む。以下この条及び第二十二條の十一の三において同じ。）に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

イハ省 略

6  
28 省 略

29 法第六十六條の六第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係会社（同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。次項から第三十七項までにおいて同じ。）の行うデリバティブ取引（法人税法第六十一條の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。次項、第三十四項及び第三十五項並びに第二十二條の十一の三において同じ。）に係る利益の額又は損失の額につき法人税法第六十一條の五の規定その他法人税に関する法令の規定（同法第六十一條の六の規定を除く。）の例に準じて計算した場合に算出される金額とする。

30  
37 省 略

38 第三十項から第三十二項までの規定は、法第六十六條の六第六項第七号及び施行令第三十九條の十七の三第十六項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第三十項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

39  
44 省 略

### 第二十二條の十一の二

法第六十六條の七第四項の規定の適用を受けた内

国法人は、施行令第三十九條の十八第二十四項に規定する書類を、法第九條の六第一項、第九條の六の二第一項、第九條の六の三第一項若しくは第九條の六の四第一項の規定により法第六十六條の七第四項の規定による外国法人税の額（法第九條の三の二第三項第二号又は第九條の六第一項に規定する外国法人税の額をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）とみなされる金額を控除した日又は法第九條の三の二第三項の規定により法第六十六條の七第四項の規定による外国法人税の額とみなされる金額が控除された日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。

む。以下この条及び次条において同じ。）に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

イハ 同 上

6  
28 同 上

29 法第六十六條の六第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係会社（同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。次項から第三十七項までにおいて同じ。）の行うデリバティブ取引（法人税法第六十一條の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。次項、第三十四項、第三十五項及び次条において同じ。）に係る利益の額又は損失の額につき法人税法第六十一條の五の規定その他法人税に関する法令の規定（同法第六十一條の六の規定を除く。）の例に準じて計算した場合に算出される金額とする。

30  
37 同 上

38 第三十項から第三十二項までの規定は、法第六十六條の六第六項第七号及び施行令第三十九條の十七の三第十六項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第三十項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号」と読み替えるものとする。

39  
44 同 上

施行令第三十九条の十八第二十四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十六条の七第四項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額（施行令第三十九条の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び法第六十六条の七第四項の規定による外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

二 前号に規定する税が課されたことを証するその税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその税に係る書類及びその税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類並びに個別計算外国法人税額に関する計算の基礎となる書類

（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一の三 第二十二條の十一第二項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第五項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、第二十二條の十一第三項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第四項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、第二十二條の十一第五項及び第六項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社について、第二十二條の十一第七項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項第六号ハに規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第八項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項第七号に規

（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一の二 前条第二項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第五項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、前条第三項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第四項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第五項及び第六項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第七項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項第六号ハに規定する財務省令で定める収入金額について、前条第八項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項第七号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第九項及び第十項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九

定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、第二十二條の十一第九項及び第十項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第九項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、第二十二條の十一第一項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ハ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第十二項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ニに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、第二十二條の十一第十三項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第九項第二号ロ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第十四項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ハに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、第二十二條の十一第十五項及び第十六項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、第二十二條の十一第十七項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ト(6)に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第十八項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号チに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、それぞれ準用する。この場合において、第二十二條の十一第四項第一号イ中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、「施行令第三十九條の十四の三第六項」とあるのは「第六十六條の九の二第二項第三号イ(3)」と、「第六十六條の六第一項」とあるのは「同條第一項」と、同項第二号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同條第五項中「被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社）」とあるのは「被管理支配法人（特定子法人（第六十六條の九の二第二項第三号イ(4)に規定する特定子法人）」と、「施行令」とあるのは「同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、「

條の十四の三第九項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前條第十一項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ハ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、前條第十二項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ニに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前條第十三項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第九項第二号ロ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、前條第十四項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ハに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前條第十五項及び第十六項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前條第十七項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ト(6)に規定する財務省令で定める収入金額について、前條第十八項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号チに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、それぞれ準用する。この場合において、前條第四項第一号イ中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、「施行令第三十九條の十四の三第六項」とあるのは「第六十六條の九の二第二項第三号イ(3)」と、「第六十六條の六第一項」とあるのは「同條第一項」と、同項第二号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同條第五項中「被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社）」とあるのは「被管理支配法人（特定子法人（第六十六條の九の二第二項第三号イ(4)に規定する特定子法人）」と、「施行令」とあるのは「同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、「第六十六條の六第二項第二号イ(4)」とあるのは「第六十六條の九の二第二項第三号イ(4)」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第六号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ

第六十六条の六第二項第二号イ(4)」とあるのは「第六十六条の九の第二項第三号イ(4)」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第六号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「第六十六条の六第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第六十六条の九の第二項第三号ハ(1)」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同項第七号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同項第七号イ中「被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の第二項第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第八項各号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同条第九項中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「同条第十項中「他の被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同条第十項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の第二項第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十四項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同条第十五項中「同号イ(1)(ii)」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ(1)(ii)」と、「被管理支配会社(同条第九項第三号イ(1)」とあるのは「被管理支配法人(施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項の十四の三

中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「第六十六条の六第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第六十六条の九の第二項第三号ハ(1)」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同項第七号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第六項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の第二項第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第八項各号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同条第九項中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「同条第九項中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配会社」と、「同条第九項第一号イ」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第一号イ」と、同項第三号及び第四号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同条第十項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の第二項第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十四項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同条第十五項中「同号イ(1)(ii)」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ(1)(ii)」と、「同条第十項中「他の被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人(施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第三号イ(1)」と、「特定子会社(同号イ(1)に規定する特定子会社」とあるのは「特定子法人(施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ(1)に規定する特定子法人」と、同項第一号中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」

第九項第三号イ(1)」と、「特定子会社(同号イ(1)に規定する特定子会社」とあるのは「特定子法人(施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ(1)に規定する特定子法人」と、同項第一号中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ニ中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第七号イ及びロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第十六項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十八項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と読み替えるものとす

2 第二十二條の十一第二十四項の規定は、施行令第三十九条の二十の三第十九項において準用する施行令第三十九条の十五第八項に規定する明細書について準用する。

3 第二十二條の十一第二十五項の規定は施行令第三十九条の二十の三第二十一項において準用する施行令第三十九条の十七第三項第一号イ(2)に規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、第二十二條の十一第二十六項の規定は施行令第三十九条の二十の三第二十一項において準用する施行令第三十九条の十七第九項第二号ロに規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、それぞれ準用する。

4 第二十二條の十一第二十七項の規定は、施行令第三十九条の二十の四第四項において準用する施行令第三十九条の十七の三第六項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

5 第二十二條の十一第二十八項の規定は、施行令第三十九条の二十の四第七項において準用する施行令第三十九条の十七の三第九項に規定する

とあるのは「特定子法人」と、同号ニ中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第七号イ及びロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第十六項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十八項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と読み替えるものとする。

2 前条第二十四項の規定は、施行令第三十九条の二十の三第十九項において準用する施行令第三十九条の十五第八項に規定する明細書について準用する。

3 前条第二十五項の規定は施行令第三十九条の二十の三第二十一項において準用する施行令第三十九条の十七第三項第一号イ(2)に規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、前条第二十六項の規定は施行令第三十九条の二十の三第二十一項において準用する施行令第三十九条の十七第九項第二号ロに規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、それぞれ準用する。

4 前条第二十七項の規定は、施行令第三十九条の二十の四第四項において準用する施行令第三十九条の十七の三第六項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

5 前条第二十八項の規定は、施行令第三十九条の二十の四第七項において準用する施行令第三十九条の十七の三第九項に規定する財務省令で定



財務省令で定める金額について準用する。

6 第二十二條の十一第二十九項の規定は、部分対象外国関係法人（法第六十六條の九の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人をいい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の行うデリバティブ取引に係る法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

7 法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行つたデリバティブ取引のうち第二十二條の十一第三十項から第三十二項までの規定の例によるものとした場合に同法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

8 第二十二條の十一第三十三項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係法人が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について準用する。

9 法第六十六條の九の二第六項第五号に規定するその他財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引のうち第二十二條の十一第三十四項及び第三十五項の規定の例によるものとした場合に同条第三十四項に規定するデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

10 第二十二條の十一第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

11 法第六十六條の九の二第六項第七号並びに施行令第三十九條の二十四第三十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十九條の十七の三第十六項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人が行つた取引（法第六十六條の九の二第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係

める金額について準用する。

6 前条第二十九項の規定は、部分対象外国関係法人（法第六十六條の九の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人をいい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の行うデリバティブ取引に係る法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

7 法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行つたデリバティブ取引のうち前条第三十項から第三十二項までの規定の例によるものとした場合に同法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

8 前条第三十三項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係法人が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について準用する。

9 法第六十六條の九の二第六項第五号に規定するその他財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引のうち前条第三十四項及び第三十五項の規定の例によるものとした場合に同条第三十四項に規定するデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

10 前条第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

11 法第六十六條の九の二第六項第七号並びに施行令第三十九條の二十四第三十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十九條の十七の三第十六項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人が行つた取引（法第六十六條の九の二第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係

る利益の額又は損失の額を除く。)に係る取引に限る。以下この項において同じ。)のうち、第二十二條の十一第三十項から第三十二項までの規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。

12 第二十二條の十一第二十九項の規定は、部分対象外国関係法人の行うデリバティブ取引に係る法第六十六條の九の二第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

13 第二十二條の十一第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

14 省 略

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)

第二十二條の十三 法第六十六條の十三第一項に規定する財務省令で定めるものは、国内外における経営資源活用の特例に関する調査に関する省令(令和二年経済産業省令第三十六号)第二條第一項に規定する経営資源活用共同化推進事業者に該当する法人とする。

2 法第六十六條の十三第一項に規定する財務省令で定める法人は、国内外における経営資源活用の特例に関する調査に関する省令第二條第二項に規定する特別新事業開拓事業者に該当する法人とする。

3 施行令第三十九條の二十四の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の特例に関する調査に関する省令第四條第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に記載された法第六十六條の十三第一項に規定する特別新事業開拓事業者の株式とする。

4 施行令第三十九條の二十四の二第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の特例に関する調査に関する省令第四條第一項又は第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に法第六十六條の十三第二項に規定する適格分割等により引き継ぐ同項第二号に規定する特別勘定の金額に係る同条第一項に規定する特定株式として記載されたものとする。

5 法第六十六條の十三第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に

る利益の額又は損失の額を除く。)に係る取引に限る。以下この項において同じ。)のうち、前条第三十項から第三十二項までの規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。

12 前条第二十九項の規定は、部分対象外国関係法人の行うデリバティブ取引に係る法第六十六條の九の二第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

13 前条第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

14 同 上

(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第二十二條の十三 施行令第三十九條の二十四第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、農業競争力強化支援法施行規則第二十條第一項各号列記以外の部分の合計額で、当該合計額についての同項の証明に係る同条第二項の申請書の写し及び当該証明に係る同条第二十一條第一項の証明書の写しを法人税法第八十條第六項又は第四百四十四條の十三第十二項に規定する還付請求書に添付することにより証明がされた金額とする。

掲げる事項とする。

一 法第六十六条の十三第二項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第六十六条の十三第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び第五号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 法第六十六条の十三第二項に規定する適格分割等の年月日

四 法第六十六条の十三第二項第二号の特別勘定に係る特定株式を発行した法人の名称

五 法第六十六条の十三第二項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第二号に定める特別勘定の金額

六 その他参考となるべき事項

6| 法第六十六条の十三第十項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特別勘定を設けている法人の同項の各事業年度について、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。

7| 施行令第三十九条の二十四の二第八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類（次項及び第九項において「共同化継続証明書」という。）に法第六十六条の十三第十一項第一号に規定する特別勘定の金額のうち同号の規定により取り崩すべきこととなつた金額として記載された金額とする。

8| 施行令第三十九条の二十四の二第九項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、共同化継続証明書に法第六十六条の十三第十一項第五号に規定する特別勘定の金額のうち同号に規定する剰余金の配当を受けたことにより取り崩すべき金額の計算の基礎となる金額として記載された金額とする。

9| 施行令第三十九条の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の日から五年を経過した法第六十六条の十三第十二項の特定株式として記

載されたものとする。

10 法第六十六条の十三第十三項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用のご同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類とする。

(外国組合員に対する課税の特例)

第二十二條の十九の二 第十九條の十二第一項から第五項までの規定は、法第六十七條の十六第四項において準用する法第四十一條の二十一第五項に規定する財務省令で定める事項及び財務省令で定める書類、法第六十七條の十六第四項において準用する法第四十一條の二十一第八項に規定する財務省令で定める書類並びに法第六十七條の十六第四項において準用する法第四十一條の二十一第九項に規定する財務省令で定める事項及び財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第十九條の十二第一項第二号中「第四十一條の二十一第一項」とあるのは「第六十七條の十六第一項」と、同項第七号中「第二十六條の三十第十六項」とあるのは「第三十九條の三十三第二項」と、同項第八号中「第二十六條の三十第十七項」とあるのは「第三十九條の三十三第三項」と読み替えるものとする。

2 省 略

(令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例)

第二十二條の十九の三の二 省 略

2 省 略

3 法第六十七條の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 三 省 略

四 法人税法施行規則第六十二条及び第六十六条の規定の適用については、同令第六十二条の表第五十三条(青色申告法人の決算)の項及び第六十六条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引のうち、租税特別措置法第六十七條の十六の二第一項(令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する

(外国組合員に対する課税の特例)

第二十二條の十九の二 第十九條の十二第一項から第五項までの規定は、法第六十七條の十六第四項において準用する法第四十一條の二十一第五項に規定する財務省令で定める事項及び財務省令で定める書類、法第六十七條の十六第四項において準用する法第四十一條の二十一第八項に規定する財務省令で定める書類並びに法第六十七條の十六第四項において準用する法第四十一條の二十一第九項に規定する財務省令で定める事項及び財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第十九條の十二第一項第二号中「第四十一條の二十一第一項」とあるのは「第六十七條の十六第一項」と、同項第七号中「第二十六條の三十第十五項」とあるのは「第三十九條の三十三第二項」と、同項第八号中「第二十六條の三十第十六項」とあるのは「第三十九條の三十三第三項」と読み替えるものとする。

2 同 上

(令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例)

第二十二條の十九の三の二 同 上

2 同 上

3 同 上

一 三 同 上

四 法人税法施行規則第六十二条及び第六十六条の規定の適用については、同令第六十二条の表第五十三条(青色申告法人の決算)の項及び第六十六条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引のうち、租税特別措置法第六十七條の十六の二第一項(平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連

業務を行う外国法人に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るもの以外のもの」とする。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二條の二十七 省 略

2・3 省 略

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十二條の二十九 施行令第三十九條の四十五の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年度前の各連結事業年度のうち法第六十八條の十五の二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各連結事業年度に係る第三項及び第六項又は第四項及び第六項に規定する書類の写し（当該適用年度前の同日以後に終了する連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度に係る第二十條の七第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写し）とする。

2| 施行令第三十九條の四十五の二第三項から第五項までに規定する財務省令で定める書類は、法第六十八條の十五の二第一項の規定の適用を受

する業務を行う外国法人に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るもの以外のもの」とする。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）

第二十二條の二十七 同 上

2・3 同 上

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十二條の二十九 施行令第三十九條の四十五の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年度前の各連結事業年度のうち法第六十八條の十五の二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各連結事業年度に係る次項及び第四項又は次項及び第五項に規定する書類の写し（当該適用年度前の同日以後に終了する連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度に係る第二十條の七第二項及び第四項又は同条第二項及び第五項に規定する書類の写し）とする。

2| 施行令第三十九條の四十五の二第三項（同条第十三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八條の十五の二第一項又は第二項に規定する連結親法人の事業所（当該連結親法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。次項から第五項までにおいて同じ。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該連結親法人及びその連結子法人の雇用促進計画（同条第一項に規定する雇用促進計画をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）の達成状況及び法第六十八條の十五の二第七項に規定する離職者がいないかどうかの確認ができるものに限る。）の写しとする。

3| 施行令第三十九條の四十五の二第四項から第六項までに規定する財務省令で定める書類は、法第六十八條の十五の二第一項の規定の適用を受

けようとする連結親法人の事業所（当該連結親法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第六十八条の十五の二第二項第二号イ②）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該適用に係る連結法人の雇用促進計画（同令附則第八条第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。）の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（法第六十八条の十五の二第五項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第四項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

3| 施行令第三十九条の四十五の二第八項から第十項までに規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該適用に係る連結法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該連結法人が受けた計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

4| 施行令第三十九条の四十五の二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受けようとする連結親法人（当該適用に係る同項第一号に掲げる連結法人の当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった日を含む連結事業年度前の各事業年度にあつては当該連結法人とし、当該適用に係る同項第二号に掲げる連結法人の同日を含む連結事業年度前の各連結事業年度にあつては当該連結法人に係る連結親法人とする。以下この項において同じ。）の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載し

けようとする連結親法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第六十八条の十五の二第二項第二号ロ①②③に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該適用に係る連結法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（同条第四項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第五項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

4| 施行令第三十九条の四十五の二第九項から第十一項までに規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該適用に係る連結法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該連結法人が受けた計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

5| 施行令第三十九条の四十五の二第十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受けようとする連結親法人（当該適用に係る同項第一号に掲げる連結法人の当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった日を含む連結事業年度前の各事業年度にあつては当該連結法人とし、当該適用に係る同項第二号に掲げる連結法人の同日を含む連結事業年度前の各連結事業年度にあつては当該連結法人に係る連結親法人とする。以下この項において同じ。）の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載し

た書類（法第六十八條の十五の二第五項第十一号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該適用に係る連結法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

5| 省 略

6| 施行令第三十九條の四十五の二第十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八條の十五の二第二項又は第二項に規定する連結親法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該連結親法人及びその各連結子法人の雇用促進計画の達成状況及び法第六十八條の十五の二第七項に規定する離職者がいないかどうかを確認できるものに限る。）の写しとする。

7 施行令第三十九條の四十五の二第十七項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度に係る第三項及び前項又は第四項及び前項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度に係る第二十條の七第三項及び第六項又は同條第四項及び第六項に規定する書類の写し）とする。

第二十二條の三十三及び第二十二條の三十四 削除

た書類（法第六十八條の十五の二第四項第十四号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該適用に係る連結法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

6| 同 上

7 施行令第三十九條の四十五の二第二十四項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度に係る第二項及び第四項又は第二項及び第五項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度に係る第二十條の七第二項及び第四項又は同條第二項及び第五項に規定する書類の写し）とする。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特  
別控除）

第二十二條の三十三 施行令第三十九條の四十七の二第一項に規定する財

務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2| 法第六十八條の十五の七第一項に規定する革新的データ産業活用用の用に供するために取得又は製作をするものとして財務省令で定めるものは、同項に規定する認定革新的データ産業活用計画に記載された同項に規定する政令で定めるソフトウェアとする。

3| 法第六十八條の十五の七第一項に規定する主として産業試験研究の用に供されるものとして財務省令で定めるものは、主として同項に規定する産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるソ

(港灣隣接地域における技術基準適合施設の特別償却)

第二十二條の三十五

法第六十八條の十七第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、港灣法第二條第一項に規定する港灣管理者の当該特定技術基準対象施設（同法第五十六條の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設をいう。以下この条において同じ。）がその部分について行う改良のための工事により同法第五十六條の二の二第一項に規定する技術基準に適合することとなるものである旨を証する書類により証明がされた当該特定技術基準対象施設とする。

第二十二條の三十六 削除

フトウエア、機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

第二十二條の三十四 削除

(耐震基準適合建物等の特別償却)

第二十二條の三十五

法第六十八條の十七第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、次に掲げる者の当該耐震改修対象建築物（同項に規定する耐震改修対象建築物をいう。第一号において同じ。）がその部分について行う建築物の耐震改修の促進に関する法律第二條第二項に規定する耐震改修（以下この項において「耐震改修」という。）のための工事により同法第五條第三項第一号に規定する耐震関係規定又は同法第十七條第三項第一号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することとなる旨を証する書類により証明がされた当該耐震改修とする。

- 一 当該耐震改修対象建築物の所在地の地方公共団体の長
- 二 建築基準法第七十七條の二十一第一項に規定する指定確認検査機関
- 三 建築士（建築士法第二十三條の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）

2

法第六十八條の十七第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、港灣法第二條第一項に規定する港灣管理者の当該特定技術基準対象施設（同法第五十六條の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設をいう。以下この項において同じ。）がその部分について行う改良のための工事により同法第五十六條の二の二第一項に規定する技術基準に適合することとなるものである旨を証する書類により証明がされた当該特定技術基準対象施設とする。

(情報流通円滑化設備の特別償却)

第二十二條の三十六

施行令第三十九條の五十五に規定する財務省令で定めるところは、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五條第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令第一條第一項第二号に掲げる電気通信設備とする。



(障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却)  
第二十二條の三十八 省 略

第二十二條の四十一 削除

第二十二條の四十六及び第二十二條の四十七 削除

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)  
第二十二條の三十八 同 上

(企業主導型保育施設用資産の割増償却)

第二十二條の四十一 法第六十八條の三十四第一項及び第二項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産(同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する企業主導型保育施設用資産)に係る事業所内保育施設(同条第一項に規定する事業所内保育施設をいう。次項において同じ。)における同条第一項に規定する保育事業の運営費につき交付を受ける子ども・子育て支援法第五十九條の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金とする。

2 施行令第三十九條の六十三第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八條の三十四第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が同項の新設又は増設に係る事業所内保育施設とともに同項に規定する幼児遊戯用構築物等の取得又は製作若しくは建設をすること及び当該連結親法人又はその連結子法人が当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九條の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受けることが確認できる書類とする。

第二十二條の四十六 削除

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第二十二條の四十七 法第六十八條の四十四第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十八條の四十四第六項に規定する連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第六十八條の四十四第六項の規定の適用を受けようとする連結法人の名称及び納税地(当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 法第六十八條の四十四第六項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人(以下この号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第二十二條の六十二 省 略

2 法第六十八條の六十八第七項に規定する財務省令で定める書類は、第二十一條の十九第二項第十三号から第十六号までに掲げる書類（当該書類で既に交付しているものを除く。）とする。

3・4 省 略

5 法第六十八條の六十八第十一項に規定する財務省令で定める書類は、第二十一條の十九第十項各号に掲げる書類とし、法第六十八條の六十八第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十八條の六十八第五項の規定の適用を受けようとする土地等の譲渡に係る土地等の譲渡年月日、面積及び所在地並びに法第六十二條の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡のいずれに該当するかを区分

二 五 省 略

6 施行令第三十九條の九十七第十八項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる連結事業年度の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八條の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十二條の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）をした連結事業年度（当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）終了の日の翌日から当該

土地等の譲渡につき法第六十二條の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた日を含む連結事業年度（当該該当することとなつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）開始の日の前日（当該土地等の譲渡が法第六十八條の六十八第九項の規定（法第六十二條の三第九項の

四 法第六十八條の四十四第六項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

五 法第六十八條の四十四第六項に規定する特定施設の名称

六 法第六十八條の四十四第六項の金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

七 その他参考となるべき事項

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第二十二條の六十二 同 上

2 法第六十八條の六十八第七項に規定する財務省令で定める書類は、第二十一條の十九第二項第十二号から第十六号までに掲げる書類（当該書類で既に交付しているものを除く。）とする。

3・4 同 上

5 法第六十八條の六十八第十一項に規定する財務省令で定める書類は、第二十一條の十九第十一項各号に掲げる書類とし、法第六十八條の六十八第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十八條の六十八第五項の規定の適用を受けようとする土地等の譲渡に係る土地等の譲渡年月日、面積及び所在地並びに法第六十二條の三第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡のいずれに該当するかを区分

二 五 同 上

6 同 上

一 法第六十八條の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十二條の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）をした連結事業年度（当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）終了の日の翌日から当該

土地等の譲渡につき法第六十二條の三第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた日を含む連結事業年度（当該該当することとなつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）開始の日の前日（当該土地等の譲渡が法第六十八條の六十八第九項の規定（法第六十二條の三第九項の

規定を含む。)の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた連結事業年度開始の日の前日(法第六十二条の三第九項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた事業年度開始の日の前日)とする。)までの期間内の日を含む各連結事業年度 次に掲げる書類

イ 次の事項を記載した書類

(1) 省 略

(2) 当該土地等につき施行令第三十九条の九十七第十一項及び第十二項の規定により計算した同条第十一項の譲渡利益金額(以下この号において「課税譲渡利益金額」という。)及び当該課税譲渡利益金額の合計額に同項に規定する割合を乗じて計算した金額(次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項を含む。)

(i) 当該課税譲渡利益金額が当初の譲渡利益金額(当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第二十一条の十九第三号に規定する当初の譲渡利益金額。以下この号において同じ。)と異なることとなつた場合、その異なることとなつた理由及び当該課税譲渡利益金額の計算に関する明細

(ii) 当該課税譲渡利益金額が直前の連結事業年度(直前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)においてこの項の規定による書類(第二十一条の十九第十八項の規定による書類を含む。)に記載された課税譲渡利益金額(以下この号において「前課税譲渡利益金額」という。)と異なることとなつた場合(前連結事業年度(その連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度)までにおいて当初の譲渡利益金額と異なる前課税譲渡利益金額が当該書類に記載されたときに限る。 ) その異なることとなつた理由及び当該課税譲渡利益金額の計算に関する明細

ロ 省 略

二 法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡(法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。 ) につき法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる

規定を含む。)の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた連結事業年度開始の日の前日(法第六十二条の三第九項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた事業年度開始の日の前日)とする。)までの期間内の日を含む各連結事業年度 次に掲げる書類

イ 同 上

(1) 同 上

(2) 同 上

(i) 当該課税譲渡利益金額が当初の譲渡利益金額(当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第二十一条の十九第十八号に規定する当初の譲渡利益金額。以下この号において同じ。)と異なることとなつた場合、その異なることとなつた理由及び当該課税譲渡利益金額の計算に関する明細

(ii) 当該課税譲渡利益金額が直前の連結事業年度(直前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)においてこの項の規定による書類(第二十一条の十九第九項の規定による書類を含む。)に記載された課税譲渡利益金額(以下この号において「前課税譲渡利益金額」という。)と異なることとなつた場合(前連結事業年度(その連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度)までにおいて当初の譲渡利益金額と異なる前課税譲渡利益金額が当該書類に記載されたときに限る。 ) その異なることとなつた理由及び当該課税譲渡利益金額の計算に関する明細

ロ 同 上

二 法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡(法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。 ) につき法第六十二条の三第四項第十二号から第十六号までに掲げる

土地等の譲渡に該当することとなつた日を含む連結事業年度 第二十一条の十九第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡の区分に応じこれらの号に定める書類（既に法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等（法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等を含む。）に添付している書類を除く。）及び次に掲げる事項を記載した書類

イ 法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）に係る土地等の譲渡年月日、面積及び所在地並びに法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡のいずれに該当するかの区分

ロ 省 略

ハ イに規定する土地等の譲渡に係る土地等のうち、第二十一条の十九第十三項に規定する書類を法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に添付することにより法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたものの面積及び所在地

二 省 略

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第二十二條の六十九 省 略

2 省 略

3 法第六十八条の七十八第五項（法第六十八条の七十九第十七項において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）及び施行令第三十九条の百六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、次項に規定するものを除き、次の各号に掲げる資産につき、それぞれ当該資産の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の当該各号の規定に該当する旨を証する書類とする。

一 法第六十八条の七十八第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市若しくは名古屋市の区域（以下この項及び次項において「三鷹市

土地等の譲渡に該当することとなつた日を含む連結事業年度 第二十一条の十九第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡の区分に応じこれらの号に定める書類（既に法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等（法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等を含む。）に添付している書類を除く。）及び次に掲げる事項を記載した書類

イ 法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）に係る土地等の譲渡年月日、面積及び所在地並びに法第六十二条の三第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡のいずれに該当するかの区分

ロ 同 上

ハ イに規定する土地等の譲渡に係る土地等のうち、第二十一条の十九第十四項に規定する書類を法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に添付することにより法第六十二条の三第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたものの面積及び所在地

二 同 上

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第二十二條の六十九 同 上

2 同 上

3 法第六十八条の七十八第五項（法第六十八条の七十九第十七項において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）及び施行令第三十九条の百六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、次項に規定するものを除き、次の各号に掲げる資産につき、それぞれ当該資産の所在地を管轄する市町村長の当該各号の規定に該当する旨を証する書類とする。

一 法第六十八条の七十八第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（次号及び次項において「三鷹市等の区域」

等の区域」という。)又は大田区若しくは大阪市の区域内にあるものに限る。)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該譲渡をした資産(以下この条において「譲渡資産」という。)の所在地が次に定める地域内であること。

イ 当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合(ロに掲げる場合を除く。)  
既成市街地等(表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。)

ロ 当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合  
施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等

ハ 当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合  
施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域

## 二 四 省 略

4 法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項若しくは第九項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号、第五号又は第六号の下欄に掲げる資産(同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地(土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。))で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。)に該当する場合における法第六十八条の七十八第五項及び施行令第三十九条の百六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 表の第二号の上欄に掲げる資産  
次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該譲渡資産の所在地が法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合  
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第二条第一項の規定により特定空港として指定された空港の設置者の当該譲渡資産を同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取つたものである旨又

という。)内にあるものに限る。)  
当該譲渡をした資産(以下この条において「譲渡資産」という。)の所在地が既成市街地等(同欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。)  
内であること。

## 二 四 同 上

五 表の第四号の上欄に掲げる資産  
当該譲渡資産の所在地が法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に規定する都市機能誘導区域以外の地域内であること。

4 法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項若しくは第九項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号の下欄、第五号、第六号又は第七号の下欄に掲げる資産(同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地(土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。))で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。)に該当する場合における法第六十八条の七十八第五項及び施行令第三十九条の百六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 同 上

イ 当該譲渡資産の所在地が法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合  
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項若しくは第九条第二項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産をこれらの規定により買い取つたものである旨又は同条第一項に規定する特定空港の

は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払ったものである旨を証する書類及び当該所在地が同欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区に該当することとなつた日を証する書類

ロ 当該譲渡資産の所在地が法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二条に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同法第九条第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払つたものである旨を証する書類及び当該所在地が同欄のロに掲げる第二種区域に該当することとなつた日を証する書類

## 二 省 略

三 表の第四号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 省 略

四 表の第四号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 省 略

設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類

ロ 当該譲渡資産の所在地が法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同項の規定により買い取つたものである旨又は同条第一項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類

## 二 同 上

三 表の第四号の下欄に掲げる資産 国土交通大臣の当該買換資産の所在地が法第六十五条の七第一項の表の第四号の下欄の都市機能誘導区域内である旨及び当該買換資産が同欄に規定する認定誘導事業計画に記載された同欄に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるものに該当する旨を証する書類

四 表の第五号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 同 上

五 表の第五号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 同 上

五 表の第五号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該譲渡資産（当該譲渡資産が法第六十五条の七第一項の表の第五号の上欄の建物又は構築物である場合には、当該建物又は構築物の敷地の用に供されている土地等）の上に建築される同項の表の第五号の上欄に規定する耐火建築物等又は準耐火建築物等につき施行令第三十九条の七第六項に規定する認定を受けていることを証する書類

六 表の第五号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地がその譲渡資産の所在地を含む法第六十五条の七第一項の表の第五号の上欄に規定する危険密集市街地内である旨及び当該買換資産の所在地が同号の下欄に規定する防災街区整備事業の施行地区（当該防災街区整備事業が施行される土地の区域をいう。）内である旨を証する書類

七 表の第六号の下欄に掲げる資産 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の百六第三項に規定する財務省令で定める書類

5 法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項若しくは第九項の規定の適用を受ける資産が表の第六号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十八条の七十八第十四項（法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合を除く。）に該当する場合には、法第六十八条の七十八第五項及び施行令第三十九条の百六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第六号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第七号に定める書類）とする。

6・7 省 略  
一～三 省 略

六 表の第六号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該譲渡資産（当該譲渡資産が法第六十五条の七第一項の表の第六号の上欄の建物又は構築物である場合には、当該建物又は構築物の敷地の用に供されている土地等）の上に建築される同項の表の第六号の上欄に規定する耐火建築物又は準耐火建築物につき施行令第三十九条の七第六項に規定する認定を受けていることを証する書類

七 表の第六号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地がその譲渡資産の所在地を含む法第六十五条の七第一項の表の第六号の上欄に規定する危険密集市街地内である旨及び当該買換資産の所在地が同号の下欄に規定する防災街区整備事業の施行地区（当該防災街区整備事業が施行される土地の区域をいう。）内である旨を証する書類

八 表の第七号の下欄に掲げる資産 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の百六第三項に規定する財務省令で定める書類

5 法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項若しくは第九項の規定の適用を受ける資産が表の第七号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの（同号の下欄の車両及び運搬具を除く。））に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十八条の七十八第十四項（法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合を除く。）に該当する場合には、法第六十八条の七十八第五項及び施行令第三十九条の百六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（同欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第八号に定める書類）とする。

6・7 同 上  
一～三 同 上

8 法第六十八条の七十九第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 省略

六 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

七～九 省略

9 法第六十八条の七十九第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 省略

七 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

八・九 省略

10 法第六十八条の七十九第十七項の規定により読み替えられた法第六十八条の七十八第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

二～四 省略

11～14 省略

（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第二十二條の七十六 省略

2～35 省略

36 第二十八項から第三十項までの規定は、法第六十八条の九十第六項第七号及び施行令第三十九条の百十七の二第十六項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第二十八項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号及び第三号」と読み替

8 同上

一～五 同上

六 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第七号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

七～九 同上

9 同上

一～六 同上

七 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第七号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

八・九 同上

10 同上

一 取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第七号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

二～四 同上

11～14 同上

（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第二十二條の七十六 同上

2～35 同上

36 第二十八項から第三十項までの規定は、法第六十八条の九十第六項第七号及び施行令第三十九条の百十七の二第十六項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第二十八項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号」と読み替



えるものとする。  
37  
§ 42 省 略

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)

第二十二條の七十六の四 法第六十八條の九十八第一項に規定する財務省令で定めるものは、連結親法人又はその連結子法人で、国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令第二条第一項に規定する経営資源活用共同化推進事業者に該当するものとする。

2| 法第六十八條の九十八第一項に規定する財務省令で定める法人は、国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令第二条第二項に規定する特別新事業開拓事業者に該当する法人とする。

3| 施行令第三十九條の百二十二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に記載された法第六十八條の九十八第一項に規定する特別新事業開拓事業者の株式とする。

4| 施行令第三十九條の百二十四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令第四条第一項又は第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に法第六十八條の九十八第三項に規定する適格分割等により引き継ぐ同項第二号に規定する特別勘定の金額に係る同条第一項に規定する特定株式として記載されたものとする。

5| 法第六十八條の九十八第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十八條の九十八第三項に規定する連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第六十八條の九十八第三項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の名称(連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含む。)

三 法第六十八條の九十八第三項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人(以下この号及び第六号において「分割承継法人等」という。)

( )の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合に

する。  
37  
§ 42 同 上

(中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第二十二條の七十六の四 施行令第三十九條の百二十二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、農業競争力強化支援法施行規則第二十條第一項各号列記以外の部分の合計額で、当該合計額についての同項の証明に係る同条第二項の申請書の写し及び当該証明に係る同令第二十一條第一項の証明書の写しを法人税法第八十一條の三十一第六項において準用する同法第八十條第六項に規定する還付請求書に添付することにより証明がされた金額とする。

- は、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名
- 四 法第六十八条の九十八第三項に規定する適格分割等の年月日
- 五 法第六十八条の九十八第三項第二号の特別勘定に係る特定株式を發行した法人の名称
- 六 法第六十八条の九十八第三項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第二号に定める特別勘定の金額
- 七 その他参考となるべき事項
- 6| 法第六十八条の九十八第八項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特別勘定を設けている連結親法人又はその連結子法人の同項の各連結事業年度について、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。
- 7| 施行令第三十九条の百二十二第七項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類（次項及び第九項において「共同化継続証明書」という。）に法第六十八条の九十八第九項第一号に規定する特別勘定の金額のうち同号の規定により取り崩すべきこととなつた金額として記載された金額とする。
- 8| 施行令第三十九条の百二十二第八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、共同化継続証明書に法第六十八条の九十八第九項第五号に規定する特別勘定の金額のうち同号に規定する剰余金の配当を受けたことにより取り崩すべき金額の計算の基礎となる金額として記載された金額とする。
- 9| 施行令第三十九条の百二十二第十項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の日から五年を経過した法第六十八条の九十八第十項の特定株式として記載されたものとする。
- 10| 法第六十八条の九十八第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類とする。

( 転廃業助成金等に係る課税の特例 )

第二十二條の七十九 省 略

2 法第六十八條の百二十六項及び施行令第三十九條の百二十四第十五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 省 略

3・4 省 略

( 転廃業助成金等に係る課税の特例 )

第二十二條の七十九 同 上

2 法第六十八條の百二十六項及び施行令第三十九條の百二十三の二分十五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 同 上

3・4 同 上